

平成30年度 哲学堂・上高田野球場 利用団体の登録更新手続き方法

登録時の申請者と実際の利用者が同一になること、施設利用権の譲渡と疑われる行為を防止することを目的とし、より公平、平等な利用システムで運用するため、3年毎に登録更新手続きを行っております。当日の利用手続き時には、登録した代表者もしくは構成員の方に、ご本人確認証明書類原本を提示していただきます。ご本人確認ができない場合は、登録者不在として貸出は行えません。皆さまのご理解のうえ、登録をお願い致します。

登録の区分

登録に必要な人数と登録の条件

登録に必要な書類 ※有効期限内の下記書類で現住所、氏名、生年月日記載のもの

区民の個人

※抽選に参加できます

中野区内在住の18歳以上の方

※高校生不可

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可
※証明書は、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載されているものが必要です。

ア. 区内在住の証明

- 運転免許証 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード（顔写真付き）
- パスポート のいずれか

（運転免許証、健康保険証で裏面に住所が記載されている場合は、両面のコピーが必要です）

イ. 区内在勤の証明

- 上記証明書のいずれか と、●中野区内に事業所があることの在勤証明書

（勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、中野区内の事業所印が押印されたもの。ただし、健康保険証で区内の事業所があることが分かる場合は、在勤証明書は不要です）

ウ. 区内在学の証明

中野区外から中野区内にある小学・中学・高校に通う生徒

- 上記「ア 在住での証明書類」のいずれか + ●生徒手帳

（生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受け可）

中野区内にある専門学校、大学に通う学生

- 上記「ア 在住での証明書類」のいずれか + ●学生証

（学生証に住所・氏名・生年月日の記載があれば、学生証のみで受け可）

登録時には以下の証明書が必要です。窓口に来られる方は原本。構成員はコピー可。

※証明書は、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要

- 運転免許証 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード（顔写真付き）
- パスポート のいずれか

（学生証、生徒手帳は、住所・氏名・生年月日の記載があれば、受け可）

（運転免許証、健康保険証で裏面に住所が記載されている場合は、両面のコピーが必要です）

区民の団体

※抽選に参加できます

小学生以上の ①区内在住 のいずれか
②区内在勤
③区内在学 10名以上

※構成員に小・中・高校生がいる場合、代表者は区内在住・在勤・在学の20歳以上の方とすること

※重複して複数の団体の代表者を兼任することはできません

一般の団体

※抽選終了後、空いているところに申し込みます

小学生以上の10名以上

※構成員に小・中・高校生がいる場合、代表者は20歳以上の方とすること

※重複して複数の団体の代表者を兼任することはできません

登録時の注意事項

- ・既に登録を行っている方の2重登録はできません。 ・パスポートについては、必要要件を確認できる全ページが必要となります。
- ・住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。
- ・公共料金支払い表などの住所が記載されたもの、デジタルでの写真提示は証明書として認めておりません。